

新旧対照表及び定款変更の理由を記載した書類

1. 新旧対照表

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</p> <p>② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</p> <p>② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業</p> <p>③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業</p>

2. 定款変更の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談事業実施のため

特定非営利活動法人大空の家 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大空の家という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県生駒郡平群町大字梨本546番1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業を行うことにより、障害者が希望する必要な支援を受けることによって日常生活を営むことが出来、かつ障害者及びその家族が安心して幸せに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員のみとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長を含む理事全員は、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決する者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	武田 俊雄
副理事長	岩崎 美恵子
理事	神矢 和義
同	佐藤 義憲
同	森 輝子
同	久保 博司
同	高橋 賢行
監事	城垣 圭一郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 個人正会員 5,000円、 法人又は団体正会員 10,000円
 - (2) 年会費 個人正会員 1,000円、 法人又は団体正会員 5,000円
- 7 この定款は、所轄庁の認証があった日（平成20年6月10日）から施行する。

令和7年度 事業計画書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 太空の家

1 事業実施の方針

利用者個人特有の事情や特性を十分把握したうえで、その人に最適な介護・支援等の個別支援計画をつくる。そして、その計画書に沿ってサービスを行うことにより、利用者それぞれが個性を活かし、豊かな生活が営めるようになることを目指して事業を実施する。

各事業は、感染症予防に努めながらコロナ禍以前の行事实施に取り組んでいきたい。

利用者の増加に備えた生活介護の定員増員。利用者、保護者の高齢化が進むことからグループホームの新規整備について、支援職員の確保や収支への影響等を踏まえ、慎重に検討を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 障害福祉サービス 事業	(生活介護) 種々の作業（商品の加 工・手芸品作成等）や買 い物・調理・菓子づくり 等の体験や音楽療法を実 施し、介護、生活指導を おこない障害者が地域で 安定した生活が出来るよ う支援する	週5日 月～金 9時～16時	法人の 所在地	11-13	28	75,591
	(共同生活援助) 共同生活の支援を行い、 親亡き後も暮らしなれた 地域で暮らす場所を提供 する	随時	つどい 平群町 若井	2	4	13,380
			つばさ 平群町 檜原	2	4	12,589
障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 地域生活支援事業	移動支援事業	実施せず				0
	日中一時支援事業 (障害者を一時的に預か り、生活指導等を行う)	随時	法人の 所在地	1-2	1 - 4	1,180

令和8年度 事業計画書（案）

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 大空の家

1 事業実施の方針

利用者個人特有の事情や特性を十分把握したうえで、その人に最適な介護・支援等の個別支援計画をつくる。そして、その計画書に沿ってサービスを行うことにより、利用者それぞれが個性を活かし、豊かな生活が営めるようになることを目指して事業を実施する。

令和8年4月から、新規事業として特定相談支援事業を開設することにより、利用者支援を一層充実させることを目指す。

生活介護の定員増、グループホーム整備、支援職員の確保について、慎重に検討を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 障害福祉サービス 事業	(生活介護) 作業（商品の加工・手芸 品作成等）や買い物・調 理・菓子作り等の体験や 音楽療法を実施し、介護、 生活指導を行い、障害者 が地域で安定した生活が 出来るよう支援する	週5日 月～金 9時～16時	法人の 所在地	11-13	28	76,396
	(共同生活援助) 共同生活の支援を行い、 親亡き後も暮らしたれた 地域で暮らす場所を提供 する	随時	つどい 平群町 若井	2	4	13,600
			つばさ 平群町 樫原	2	4	12,800
障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 地域生活支援事業	移動支援事業	実施せず				0
	日中一時支援事業 (障害者を一時的に預か り、生活指導等を行う)	随時	法人の 所在地	1-2	1 - 4	1,000
障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 特定相談支援事業	特定相談支援事業	週5日 月～金 9時～17時	法人の 所在地	1-2	25	700

収支予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 大空の家

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	44,000		44,000
2 受取寄付金			
受 取 寄 付 金	100,000		100,000
3 受取助成金等			
受取補助金	616,000		616,000
4 事業収益			
喫茶おおぞら事業収益	550,000		
焼き菓子・パン事業収益	1,450,000		
内職 事業収益	300,000		
授産品事業収益	250,000		
有価物回収収益	1,000,000		
仕入れ販売事業収益	250,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合支援するための法律に定める障害福祉サービス事業収益	94,000,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合支援するための法律に定める地域生活支援事業収益	1,180,000		
利用者負担金収益	5,300,000		
バザー 収 益	50,000	104,330,000	
5 その他収益			
受 取 利 息	50,000		
雑 収 益	10,000	60,000	
経常収益計			105,150,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給 料 手 当	44,250,000		
臨 時 雇 賃 金	15,100,000		
法 定 福 利 費	7,830,000		
退 職 給 付 費 用	1,464,000		
通 勤 費	1,260,000		
福 利 厚 生 費	300,000		
人件費計		70,204,000	
(2) その他経費			
業 務 委 託 費	5,510,000		
印 刷 製 本 費	80,000		
会 議 費	10,000		
旅 費 交 通 費	120,000		
車 両 費	500,000		
通 信 運 搬 費	590,000		
消 耗 品 費	1,500,000		
修 繕 費	500,000		
水 道 光 熱 費	3,050,000		
地 代 家 賃	1,040,000		
賃 借 料	1,100,000		
減 価 償 却 費	5,470,000		
保 險 料	1,500,000		
租 税 公 課	300,000		

科 目	金 額		
研 修 費	100,000		
支 払 手 数 料	200,000		
行 事 費	1,400,000		
給 食 費	4,400,000		
保 健 衛 生 費	30,000		
慶 弔 費	30,000		
報 償 費	79,000		
当期材料仕入高	1,200,000		
利用者 工 賃	2,600,000		
燃 料 費	1,200,000		
雑 費	27,000		
その他経費計		32,536,000	
事業費計			102,740,000
2 管理費			
(1) その他経費			
会 議 費	10,000		
その他経費計		10,000	
管理費計			
経常経費計			102,750,000
当期経常増減額			2,400,000
税引前当期正味財産増減額			2,400,000
支払法人税等(概算)			500,000
税引後当期正味財産増減額			1,900,000
前期繰越正味財産額			136,535,326
次期繰越正味財産額			138,435,326

収支予算書(案)
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 大空の家

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益 1 受取会費 正会員受取会費 2 受取寄付金 受 取 寄 付 金 3 受取助成金等 受取補助金 4 事業収益 喫茶おおぞら事業収益 焼き菓子・パン事業収益 内職 事業収益 授産品事業収益 有価物回収収益 仕入れ販売事業収益 障害者の日常生活及び社会生活を総合支援するための法律に定める障害福祉サービス事業収益 障害者の日常生活及び社会生活を総合支援するための法律に定める地域生活支援事業収益 障害者の日常生活及び社会生活を総合支援するための法律に定める特定相談支援事業収益 利用者負担金収益 バザー 収 益 5 その他収益 受 取 利 息 雑 収 益 経常収益計	44,000 100,000 0 550,000 1,450,000 300,000 250,000 1,000,000 250,000 96,000,000 1,000,000 700,000 5,300,000 50,000 50,000 10,000	44,000 100,000 0 106,850,000 60,000 107,054,000
II 経常費用 1 事業費 (1) 人件費 給 料 手 当 臨 時 雇 賃 金 法 定 福 利 費 退 職 給 付 費 用 通 勤 費 福 利 厚 生 費 人件費計 (2) その他経費 業 務 委 託 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 旅 費 交 通 費 車 両 費 通 信 運 搬 費 消 耗 品 費 修 繕 費 水 道 光 熱 費 地 代 家 賃 賃 借 料 減 価 償 却 費 保 險 料 租 税 公 課	45,000,000 16,000,000 8,000,000 1,560,000 1,100,000 300,000 5,510,000 80,000 10,000 120,000 500,000 590,000 1,500,000 500,000 3,050,000 1,040,000 1,100,000 5,470,000 1,500,000 300,000	71,960,000

科 目	金 額		
研 修 費	100,000		
支 払 手 数 料	200,000		
行 事 費	1,400,000		
給 食 費	4,400,000		
保 健 衛 生 費	30,000		
慶 弔 費	30,000		
報 償 費	79,000		
当期材料仕入高	1,200,000		
利用者 工 賃	2,600,000		
燃 料 費	1,200,000		
雑 費	27,000		
その他経費計		32,536,000	
事業費計			104,496,000
2 管理費			
(1) その他経費			
会 議 費	10,000		
その他経費計		10,000	
管理費計			
経常経費計			104,506,000
当期経常増減額			2,548,000
税引前当期正味財産増減額			2,548,000
支払法人税等(概算)			500,000
税引後当期正味財産増減額			2,048,000
前期繰越正味財産額			138,435,326
次期繰越正味財産額			140,483,326